

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 仙台市若林区鉢町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和子

許可の年月日
許可の有効年月日令和 2年 7月 1日
令和 9年 6月 30日

【鈴木工業株式会社 公表用】 WEBダウンロード版
次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外
利用は無効。

「①許可内容を確認する為の閲覧」
「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写し
の更新の為の複写・保存」

1. 事業の範囲

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイキシジン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものと含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイキシジン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものと含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものと含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイキシジン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものと含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイキシジン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものと含むことのみにより有害なものに限る。)

(裏面につづく)

鉛さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価カドム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものとすることにより有害なものに限る。）

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価カドム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイキシ類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものとすることにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廃石綿等

積替え又は保管は行う。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管施設

①所在地 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3

面 積 5, 105m²、うち保管面積21m²

種 類 汚泥、廃酸、廃アルカリ

保管上限 汚泥、廃アルカリ 各 9.0 m³

 廃酸 18.0 m³

 積み上げることのできる高さ 2.0 m

②所在地 仙台市若林区鉢町東四丁目4番25号

面 積 1492.23m²、うち保管面積26.55m²

種 類 感染性産業廃棄物

 96.8 m³

保管上限

 4.0 m

 積み上げることのできる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 1日 新規許可（宮城県）

平成 25年 7月 1日 更新許可（宮城県）

平成 25年 7月 1日 許可権者の変更

（積替え保管施設について多賀城市との境界変更に伴う許可事務移管によるもの）

令和 2年 7月 1日 更新許可

令和 6年 7月 17日 変更届（積替え保管施設の追加）に伴う書き換え

【鈴木工業株式会社 公表用】 WEBダウンロード版
次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外
利用は無効。

「①許可内容を確認する為の閲覧」

「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写し
の更新の為の複写・保存」

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有